



島根県報

令和8年1月6日(火)
号外 第 1 号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	2
道路の供用開始	(リ)	3

告示

島根県告示第4号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道 432号		松江市大庭町76番1地先から同市古志原6丁目976番12地先まで	A	メートル 7.30～ 23.80	メートル 1,235.63	松江県土整備事務所	左記のA、B及びC は、関係図面に表示する 敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅
				17.50～ 54.20	1,251.03		
		松江市大庭町1460番地先から同市山代町477番6地先まで	C	20.00～ 45.50	72.00		
		松江市大庭町76番1地先から同市古志原6丁目976番12地先まで	A	7.30～ 23.80	1,235.63		
				17.50～ 54.20	1,251.03		
		松江市大庭町1460番地先から同市山代町477番6地先まで	C	20.00～ 45.50	72.00		

島根県告示第5号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年1月6日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	松江市大庭町76番1地先から同町58番10地先まで	メートル 32.21	令和8年 1月6日	松江県土整備事務所	
"	"	松江市大庭町3番1地先から同町1461番2地先まで	7.47	令和8年 1月6日		
"	"	松江市大庭町1462番1地先から同番4地先まで	36.15	令和8年 1月6日		
"	"	松江市古志原5丁目29番地先から同1番6地先まで	22.13	令和8年 1月6日		
"	"	松江市古志原5丁目4番3地先から同番1地先まで	13.65	令和8年 1月6日		